

NEWS

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会主催

産業廃棄物処理に係る「第29回 実務者研修会」開催

- ・日 時：9月9日（水）午前10時
- ・場 所：名古屋国際会議場
211・212展示室（名古屋市熱田区）
- ・参加者：118名

排出事業者及び廃棄物処理業者の実務担当を対象とした「第29回実務者研修会」（実務基礎コース研修会）を開催しました。

同研修会は排出事業者及び廃棄物処理業者の実務担当者を対象としており、平成28年のダイコー（株）の不適正処理事案を契機に、協会が主催する実務研修会や協会支部が主催する法令講習会等に3年に1回は必ず参加することを誓約していただいております。

◎産業廃棄物処理の基礎知識

専務理事 堀部隆司氏が講師となり、日常業務における理解しておくべき内容について講義がありました。廃棄物の区分では、産業廃棄物、一般廃棄物、事業系一般廃棄物に別れるため、各区分の定義について説明があり、一例として複数の産業廃棄物が混合された混合廃棄物は、明確な基準は設けられていませんが、例えば「油分を含むでい状物」については、環境省の通知「油分を含むでい状物の取扱いについて」で基準が定められ、混合物の処理を委託する際は、混合している全ての廃棄物の許可を持っている処理業者に委託する必要があるとのことでした。産業廃棄物の処理業者の責務では、処理基準の遵守、再委託の禁止、名義貸し禁止、マニフェストの回付・送付、帳簿の備付け、処理困難書面の通知・保存については、「処理業」とは収集運搬、中間処理、最終処分の全てを指し、「処分業」とは、中間処理、最終処分の業を指すとのことでした。他にも産業廃棄物の処理基準、行政処分の欠格要件等について詳細な説明がありました。

◎産業廃棄物の委託処理と委託契約書、帳簿

事務局長 小坂元信氏が講師となり、はじめに協会のホームページは最新の情報が掲載されているので日頃から確認をしてくださいと案内がありました。委託契約書では、再委託は原則禁止ですが、受託者の車両や施設の故障などやむを得ない事情の場合、排出事業者からの再委託について承諾を受ければ行うことができるということです。なお、再々委託は禁止です。帳簿では、産業廃棄物処理業者が備え付けるべき帳簿など、記載例も併せて説明がありました。

◎産業廃棄物管理票（マニフェスト）

事務局環境アドバイザー 小野田敏也氏が講師となり、産業廃棄物管理票制度では、マニフェスト（A票、B2票、D票、E票など）を紛失した場合の措置について説明がありました。電子マニフェストでは、仕組みや制度、メリットや現在までの加入者数の推移についての話がありました。

研修後、受講者に修了証が渡され研修会は閉会しました。

研修資料は事務局にて毎回内容が精査され、実務者の方に分かりやすく、最新の情報が追加されています。今回は各单元末に内容の理解度を測る実践的な「問題」数が増え、回答者が迷う場面がありました。解答時にスライドショーを活用した視覚的な効果もあり、受講者は解答説明を聞くことにより、現場で迷わないよう習得ができる配慮がされていました。

